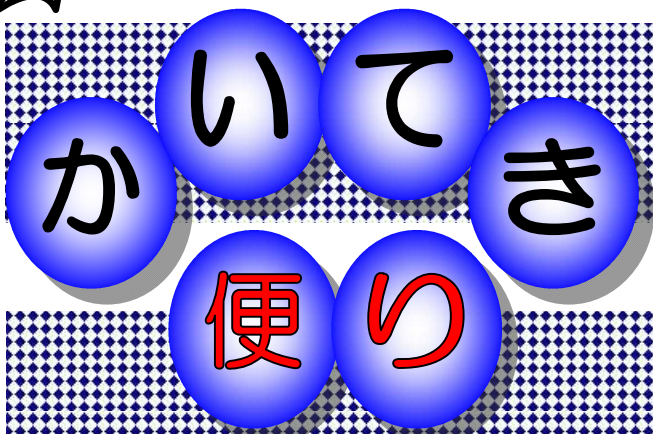


**INDEX**

- 注意
  - 「大雨や台風に備えましょう」
  - 「建物の防火管理について」
- お知らせ
  - 「小規模社会福祉施設の防火実務講習会の開催について」
  - 「平成25年度（第Ⅱ期）在宅医療サポート介護支援専門員研修の受講生を募集します」
  - 「介護のコト体験フェア ～あなたの優しさで 人がつながり 社会を支える！」
  - 「平成25年度 相談担当者のための住宅改修研修会」
  - 「看護職の皆様へ☆訪問看護の職場を体験してみませんか？」
  - 「平成25年度第2回情報交流会」
- 報酬算定・運営基準
  - 「短期入所サービスを生活保護受給者が利用する場合の食費・滞在費について」



平成25年11月1日発行 第112号

**注意**

○ **大雨や台風**に備えましょう

災害の防止・軽減には日ごろからの備えが大切です。テレビやラジオで気象台が発表する注意報・警報・気象情報を利用すると共に、「気象庁のホームページ」も活用し、必要な情報を入手することで、少しでも被害を減らしましょう。

各介護サービス事業所及び施設におかれましては、利用者、職員の安全確保のため、避難場所や安全な避難経路をよく確認し、連絡方法を決めておくなど、適切な災害対策に努めていただくようお願いいたします。

特に最近、強大な台風が出現し、各地に大きな被害をもたらしているため、日頃からの備えと、発生時にどのように対処するかなど、災害への備えをもう一度確認しましょう。

なお、気象庁からは、大雨や台風に関するパンフレット等が複数発行されております。こちらもご活用ください。

【気象庁ホームページ（台風情報）】 <http://www.jma.go.jp/jp/typh/>

【気象庁関連の刊行物・レポート】 <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/index.html>

【東京都防災ホームページ】 <http://www.bousai.metro.tokyo.jp/>

**注意**

○ **建物の防火管理**について

先日、防火扉が正常に作動せず被害拡大につながった火災事故がありました。悲惨な火災を起こさないためにも、多数の方が集まる各介護サービス事業所や施設におかれましては、防火管理を十分理解して、防火体制及び万が一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等、防火安全体制を充実させることが重要です。

下記の東京消防庁ホームページでは、安心・安全情報として、事業所向けアドバイスをまとめているので、ご活用ください。

【東京消防庁ホームページ】 [http://www.tfd.metro.tokyo.jp/lfe/office\\_adv/index.html](http://www.tfd.metro.tokyo.jp/lfe/office_adv/index.html)

お知らせ

## ○ 小規模社会福祉施設の防火実務講習会の開催について

過去の火災事例を教訓に、高齢者や障害者等の方が入所施設で安心して暮らせるように施設関係者を対象として防火管理面の充実と発見・通報・初期消火・救出等の迅速な対応が図れるように実務講習会を開催します。

実施日：平成25年11月25日(月曜日)、11月26日(火曜日)、11月27日(水曜日)、  
12月12日(木曜日)、12月13日(金曜日)、12月19日(木曜日)

各回4時間、いずれも同一内容 <1月以降も実施予定>

受講料：5,000円

【ホームページ】<http://www.tokyo-bousai.or.jp/lecture/bousai/syokibo/index.html>

【お問い合わせ先】公益財団法人 東京防災救急協会 TEL03-5295-2808

お知らせ

## ○ 平成25年度(第II期)在宅医療サポート介護支援専門員研修の受講生を募集します

東京都では、医療ケアを含めた生活全般を支えるケアマネジメントの充実を図ることにより、利用者の自立支援に資することを目的とした在宅医療サポート介護支援専門員研修を実施しています。

平成25年度在宅医療サポート介護支援専門員研修の受講生を募集いたしますので、下記ホームページにて、募集要項、申込関係書類等を御確認の上、期日までに応募書類を御提出ください。

### 【研修受講対象者】

東京都内の居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターに勤務する、医療系資格を有しない介護支援専門員であり、医療と介護の連携を図ることにより適切なケアマネジメントを担い、地域ケア体制の基盤充実に資することができる者。なお、受講には区市町村の推薦が必要です。

### 【募集要項及び申込関係書類】

東京都に10月1日現在登録のある居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター宛に募集案内を **平成25年10月28日(月曜日)**に発送予定です。また、**平成25年10月29日(火曜日)**から、特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会ホームページ(<http://cmat.jp/>)よりダウンロードできます。

【募集締切】平成25年11月18日(月曜日)必着

### 【お申込み先】

所属する事業所所在地の区市町村の当該研修担当所管課まで(募集要項参照)

【お問い合わせ先】介護保険課介護人材係 電話 03-5320-4279

お知らせ

## ○ 介護のコト体験フェア ～あなたの優しさで 人がつながり 社会を支える！～

介護技術の紹介や福祉の仕事の相談コーナーを設けるほか、「介護の仕事は楽しい？プロになるのに大事なことは？～中高生から介護のプロに質問！！！」というテーマで公開座談会も開催します。また、介護現場における様々な取組や研究の発表会「アクティブ福祉in東京」での優秀な取組について表彰し、発表を行います。優れた取組を知る機会にもなりますので、是非ご参加ください。入場無料、事前申込不要です。

【日時】平成25年11月17日(日曜日)11時～16時30分

【会場】東京国際フォーラム展示ホール2(千代田区丸の内3-5-1) JR有楽町駅徒歩1分

【東京都福祉保健局ホームページ】→報道発表>報道発表一覧へ>(バックナンバー)2013年7月  
>7月26日 介護の日「介護のコト体験フェア」を開催

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/EVENT/2013/07/21n7q100.htm>

【お問い合わせ先】東京都福祉人材センター TEL03-5211-2860

又は生活福祉部地域福祉推進課福祉人材対策係 TEL03-5320-4049

お知らせ

## ○ 平成25年度 相談担当者のための住宅改修研修会

東京都心身障害者福祉センターでは、区市町村窓口の方や地域で障害者・高齢者の支援をしている方に、障害者の住宅改修の基礎知識を習得していただくことを目的として研修会を開催します。「障害者の住宅改修」がメインですが、介護保険対象の方でも、障害に対する改修が必要な方もおられ、高齢者の支援機関の方にも知っておいていただきたい内容です。詳細については、以下のホームページをご覧ください。

### ■日時及び場所

平成25年12月4日(水曜日) 午後1時30分から午後4時45分まで

東京都多摩障害者スポーツセンター 2階 集会室 (国立市富士見台2-1-1)

■対象 区市町村において住宅改修等の相談業務に携わる職員、及び障害者・高齢者の支援を行う機関の職員(居宅介護支援事業所の介護支援専門員を含む)90名(先着順)

※一事業所から多数お申し込みの場合、人数制限をさせていただく場合があります。

■参加費 無料

■申込方法 申込書を以下のホームページからダウンロードの上、下記申込先あてFAXにてお申込みください。  
申込期限は11月26日(火曜日)です。

【東京都福祉保健局ホームページ】→障害者>東京都心身障害者福祉センター>お知らせ>平成25年度相談  
担当者のための住宅改修研修会の開催案内

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shinsho/oshirase/25jukai.html>

【申込先・お問い合わせ先】

東京都心身障害者福祉センター地域支援課地域支援係

TEL03-3203-6141(内線 2519) FAX03-3203-9742

お知らせ

## ○看護職の皆様へ☆訪問看護の職場を体験してみませんか？

東京都では訪問看護師の確保・育成対策に取り組んでおり、その一環として、今年度より東京都訪問看護教育ステーション事業を実施いたします。

この事業は、東京都が指定した「東京都訪問看護教育ステーション」において、一人ひとりの経験やスキルに応じた同行訪問・手技演習等の研修や職場体験ができるものです。

「東京都訪問看護教育ステーション」一覧は、ホームページでご確認できます。

【対象者】訪問看護に関心のある看護職の方。医療機関勤務中、離職中、他の訪問看護ステーションに在職中でも申込できます。

【内容】訪問看護ステーションに関するオリエンテーション、カンファレンスや勉強会等への参加、同行訪問、手技演習。体験する方の経験・知識・技術に応じた実践的な研修を実施します。

【期間】1日から5日程度のコースを選べます。

【費用】本事業に関する経費は、都が負担します(受講者負担はありません)。ただし、ステーションや研修会場までの交通費等は受講者負担になります。

【申込】都が指定する東京都訪問看護教育ステーションのうちの希望するステーションに直接連絡してお申込ください。詳細はホームページで。

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/houkankyoiiku.html>)

【お問い合わせ先】介護保険課 訪問看護推進担当 TEL03-5320-4279

お知らせ

## ○平成25年度第2回情報交流集会

高齢者に多い振り込め詐欺の被害防止について情報交流集会を開催します

東京都消費生活総合センターでは、消費者、行政、事業者の情報交流の場として情報交流集会を開催しています。今回は、振り込め詐欺や金融詐欺の騙しのサインについて立正大学心理学部教授西田公昭先生の講演、その後パネルディスカッションを予定しています。騙されないコツを学びましょう。

【日時】11月6日(水曜日)14:00~16:30

【場所】東京都消費生活総合センター 教室Ⅰ、Ⅱ

(新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ17階 JR飯田橋駅西口徒歩1分)

【テーマ】「振り込め詐欺第2弾」消費者被害にあわないために～騙されないためのセンサーを身につけよう～

【お問い合わせ先】東京都消費生活総合センター活動推進課協働事業係 TEL03-3235-4167

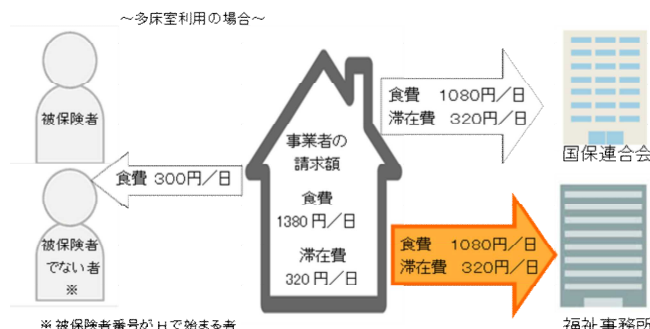
ホームページ (<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/center/dantai/index.html>)



## ○短期入所サービスを生活保護受給者が利用する場合の食費・滞在費について

生活保護受給者が短期入所生活介護や短期入所療養介護(介護予防サービスを含む)を利用した際に、「基準費用額を超える食費・滞在費を利用者に請求していた」等の誤った請求事例が見受けられます。生活保護受給者の食費・滞在費の請求は、次の点をご確認ください。

- 食費、個室を利用した場合の滞在費は、第一段階を適用した利用者負担限度額を利用者に請求します。
- 介護保険の被保険者の特定入所者介護サービス費(補足給付額)は、東京都国民健康保健団体連合会に請求します。
- 40歳以上65歳未満の被保険者でない者(被保険者番号がHで始まる者)の特定入所者介護サービス費相当分は、生活保護の公費(介護扶助)で負担しますので、直接福祉事務所に請求します。



※生活保護受給者に対しては、基準費用額を超える食費・滞在費の請求はできません。

被保険者で負担限度額認定証の交付を受けていない場合は、速やかに保険者へ認定申請をする必要があります。

◆詳細につきましては、「指定介護機関のしおり」をご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→生活の福祉 > 生活保護 > 生活保護法及び中国残留邦人等支援法 による指定介護機関 > 生活保護法指定介護機関のしおり > p18、19

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/seikatsu/hogo/kai gokikan/shiori.html>)

【お問い合わせ先】生活福祉部保護課医療係介護担当 TEL03-5320-4059